

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案（新旧対照表）

（ゴシック体は電波監理審議会の必要的諮問事項）
（傍線部は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第三節の二 航空移動業務及び航空交通管制の用に供する無線測位業務 の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の無線局の無線設備（第四十五条の四―第四十五条の二十一）</p> <p>第四節～第九節 （略）</p> <p>第五章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第三節の二 航空移動業務及び航空交通管制の用に供する無線測位業務の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の無線局の無線設備</p> <p>（ATCRBSの無線局の無線設備）</p> <p>第四十五条の十二の六 ATCRBSの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものの無線設備（次号に掲げるものを除く。以下「SSR」という。）は、次に掲げる条件に合致</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第三節の二 航空移動業務及び航空無線航行業務の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の無線局の無線設備（第四十五条の四―第四十五条の二十一）</p> <p>第四節～第九節 （略）</p> <p>第五章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第三節の二 航空移動業務及び航空無線航行業務の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の無線局の無線設備</p> <p>（ATCRBSの無線局の無線設備）</p> <p>第四十五条の十二の六 ATCRBSの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものの無線設備（以下「SSR」という。）は、次に掲げる条件に合致すること。</p> |

すること。

イゝホ (略)

へ 質問信号及び抑圧信号 (1) 及び (2) において「質問信号等」という。
は、次の条件に適合するものであること。

(1) (略)

(2) モードS、モードA/C一括及びモードA/C/S一括の質問信号等を送信することができるSSRの場合

(イ) (略)

(ニ) 個別の航空機を選択して呼び出すためのモードSの質問信号等の送信回数は、四〇ミリ秒間の平均が毎秒二、四〇〇回未満であつて、かつ、輻射範囲の任意の三度の角度内において毎秒四八〇回未満であること。

(ホ) 監視する区域が他のSSR(モードSの質問信号等)を送信できるものに限る。() のサイドローブが到達する区域と重複する場合には、個別の航空機を選択して呼び出すためのモードSの質問信号等の送信回数は、(ニ)に掲げる条件のほか、四秒間の平均が毎秒一、二〇〇回未満であつて、かつ、一秒間の平均が毎秒一、八〇〇回未満であること。

ト・チ (略)

ニ ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものであつて、複数の地点に設置する受信設備によつて受信した信号の受信時刻の差を利用して無線測位を行うもの(以下「複数地点受信方式航空監視システムの無線局」という。)の無線設備は、次に掲げる条件に合致すること。

イ 複数地点受信方式航空監視システムの無線局のうち、ATCRBSの無線局に對して質問信号を送信するもの(以下「質問信

イゝホ (略)

へ 質問信号及び抑圧信号 (1) 及び (2) において「質問信号等」という。
は、次の条件に適合するものであること。

(1) (略)

(2) モードS、モードA/C一括及びモードA/C/S一括の質問信号等を送信することができるSSRの場合

(イ) (略)

(ニ) 個別の航空機を選択して呼び出すためのモードSの質問信号等の送信回数は、四秒間の平均が毎秒一、二〇〇回未満、一秒間の平均が毎秒一、八〇〇回未満であつて、かつ、四〇ミリ秒間の平均が毎秒二、四〇〇回未満であること。

ト・チ (略)

号送信設備」という。() は、前号ハ及びチに掲げる条件のほか、次に掲げる条件に合致すること。

(1) モードSの質問信号に対して応答できるATCトランスポンダを備えるすべての航空機局を一括して呼び出すための質問信号は送信しないこと。

(2) 質問信号の送信は、無線測位のために必要な情報が得られていない場合に限ること。

(3) 質問信号(他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。)によつてATCトランスポンダが占有される時間は、当該ATCトランスポンダが動作している時間の二パーセント以上にならないこと。

ロ 複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち、当該システムの基準時刻の設定又はその稼働を確認するための信号を送信するもの(以下「基準信号送信設備」という。)は、次に掲げる条件に合致すること。

(1) 空中線は、その発射する電波の偏波面が垂直となるものであること。

(2) 送信信号の特性は、別図第八号の二に示すところによるものとする。

三 ATCトランスポンダは、その航空機の航行中における通常の状態において、次に掲げる条件に合致すること。

イ 一般的条件

(1) 質問信号を受信することによつて、応答信号を自動的(特別位置識別パルスにあつては、手動により発射が開始されるものとする。)に送信することとなるものであること。

二 ATCトランスポンダは、その航空機の航行中における通常の状態において、次に掲げる条件に合致すること。

イ 一般的条件

(1) SSRからの質問信号を受信することによつて、応答信号を自動的(特別位置識別パルスにあつては、手動により発射が開始されるものとする。)に送信することとなるものであること。

(2) (7) (略)

ロ (2) (略)

四 ATCRBSの無線局のうち飛行場内を移動する車両に開設するものの無線設備(以下「ノントランスポンダ」という。)は、第二号ロ(1)及び(2)に掲げる条件に合致するほか、自ら任意の間隔により信号を送信するものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に合致すること。

附則

(施行日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けているATCRBSの無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則第四十五条の十二の六、別表第一号、別表第二号及び別図第七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(2) (7) (略)

ロ (2) (略)

三 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に合致すること。

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

| 電波の型式 | 占有周波数帯幅の許容値 | 備考 |
|-------|-------------|--|
| (略) | | |
| VID | 6MHz | (略) |
| | 14.5MHz | <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>ATCトランスポンダ</u> 2 <u>基準信号送信設備</u> 3 <u>ノットランスポンダ</u> |
| | 40MHz | <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>SSR(モードSの質問信号を使用するものに限る。)</u> 2 <u>ACAS(モードSの質問信号を使用するものに限る。)</u> 3 <u>質問信号送信設備</u> |
| (略) | | |

(略)

別表第三号(第7条関係)

1~47 (略)

48 質問信号送信設備、基準信号送信設備及びノットランスポンダの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2及び15に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

| 電波の型式 | 占有周波数帯幅の許容値 | 備考 |
|-------|-------------|-----------------------------------|
| (略) | | |
| VID | 6MHz | (略) |
| | 14.5MHz | <u>ATCトランスポンダ</u> |
| | 40MHz | <u>ACAS(モードSの質問信号を使用するものに限る。)</u> |
| (略) | | |

(略)

別表第三号(第7条関係)

1~47 (略)

49 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から48までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別図第七号 SSRが送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信号送信設備が送信する質問信号の特性(第45条の12の6関係)

- 1 パルス波形
(略)
- 2 質問モードの種類及びパルス間隔
(略)
- 注1～5 (略)
- 6 モードSの質問信号のパルス P_6 の尖頭電力は、パルス P_2 の尖頭電力に対し0.25dB低い値以上であること。

別図第八号の二 ATCトランスポンダが送信する応答信号、基準送信設備及びノントランスポンダが送信する信号の特性(第45条の12の6関係)

1・2 (略)

48 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から47までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別図第七号 質問信号及び抑圧信号の特性(第45条の12の6関係)

- 1 パルス波形
(略)
- 2 質問モードの種類及びパルス間隔
(略)
- 注1～5 (略)
- 6 モードSの質問信号のパルス P_2 とパルス P_6 の最初の $1\mu s$ の尖頭電力は、パルス P_1 の尖頭電力に対し0.25dB以上小さくなるものではない。また、パルス P_6 の尖頭電力の変動は、位相反転を伴うものを除き1dB以下、連続するビット間には0.25dB以下であること。

別図第八号の二 応答信号の特性(第45条の12の6関係)

1・2 (略)